

共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する

助成事業 募集要項

(小規模中継局及び極微小電力中継局の更新工事・共用化工事の事業)

一般財団法人 NHK 財団

2026 年 9 月

1. 募集の趣旨

一般財団法人 NHK 財団（以下「当法人」という。）は、「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業（小規模中継局及び極微小電力中継局の更新工事・共用化工事の事業）（以下「本事業」という。）」を実施する。

本事業に係る助成金の交付を希望される事業者について、以下のとおり募集する。

2. 事業の目的

小規模中継局及び極微小電力中継局（以下「ミニサテライト局」という。）に関する地上テレビの放送ネットワークについて、本事業を通じて、放送ネットワークインフラの共同利用促進と効率的な維持管理を実現し、将来にわたる放送ネットワークの維持及び視聴者保護を確保することを目的とする。

3. 実施期間

2026 年 10 月 1 日から 2043 年 3 月 31 日まで

4. 応募資格

次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ① 放送法第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者
- ② 放送法第 2 条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者

- ③ 前各号のほか、地上基幹放送の放送設備を所有し、基幹放送事業者に貸与している者

5. 助成の対象となる事業

共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化に資する事業であり、原則として次のいずれかに該当するものとする。

- ・ 小規模中継局及びミニサテライト局の更新工事・共用化工事
ただし、ミニサテライト局の更新工事においては、放送法第2条第24号の基幹放送局提供事業者が実施する事業とする。
- ・ 大規模災害等、やむを得ない事情により実施されるもののうち、当法人の運営委員会が適当と認める事業

6. 対象となる中継局・助成に関する主な条件

（1）対象中継局

- ・ 小規模中継局及びミニサテライト局を対象とする。ただし、小規模中継局については、過疎地域、離島等の条件不利地域にある局所とし、詳細は、別途定めにある中継局による。

（2）助成に関する主な条件

- ・ 事業実施前に当該局所から地上テレビジョン放送の電波を発射している全ての基幹放送事業者に係る事業であること
- ・ 共通設備の更新、又は共通仕様による一括更新等により、共同利用・効率化が図られること
- ・ 詳細は、別途定めにある助成対象範囲による。

7. 交付する助成金

助成金額は、助成金の対象範囲の整備等に要する経費（以下「助成金対象経費」という。）の5分の2とする。詳細は、別途定めるところによる。

8. 助成金申請方法

(1) 申請方法

- 助成金申請者（以下「申請者」という。）は、当法人が指定する助成金申請システム（インターネットサービス）へログインし、必要事項を記載のうえ、所定の必要書類（PDF 等の電子ファイル）を提出する。
- 助成金申請システムの利用に伴い発生する通信費その他一切の費用は、申請者が負担するものとする。
- 複数の基幹放送事業者が共同で実施する事業については、代表者が申請を行うこととする。

(2) 主な提出書類

- 助成金交付申請書（別記様式 1-1～1-3）
- 仕様書、図面等（事業内容・助成対象範囲が確認できるもの）
- 見積書類（助成金対象経費の内訳が確認できるもの）
- 機器メーカー、施工業者の選定手続の概要が確認できる資料
- その他、当法人が指定する書類

9. 審査及び交付決定

(1) 審査・交付決定

- 提出された申請について、当法人の基金運営事務局による内容確認を経て、運営委員会が審査を行う。
- 審査結果を踏まえ、理事会の承認を得て、理事長が助成金の交付を決定する。

(2) 交付通知

- 交付決定後、申請者へ助成金申請システムを通じて通知を行う。

10. 交付決定後

交付決定後、助成事業者は次の手続きを行う。

- 交付決定された事業内容について、事業終了後、必ず実績報告を行う。
- 事業内容の変更、交付を辞退する場合には、所定の手続きを行う。

11. 留意事項

助成金申請をする際、申請者は以下の事項について了承の上、申請を行う。

- 交付決定後に、送信機製作メーカー・工事業者と契約・発注された事業が助成対象事業となる。
- 助成金の交付決定は、原則として当該年度における予定計画件数や予算の範囲内で行われる。
- 審査の結果、申請が不採択となる場合がある。
- 助成対象事業により取得又は整備した設備には、処分制限期間が設定される。
- 虚偽申請や要件違反等があった場合には、交付決定の取消しや助成金の返還を求められ、助成金の返還義務が発生する。

12. 個人情報・提出書類の取り扱い

当法人は、本助成事業に関連して取得した申請書類および個人情報については、当法人が別途定める個人情報保護方針によるものとする。

13. 管轄裁判所

助成金交付に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

14. 暴力団等の排除

暴力団等の排除については、次の各号に定めるところによる。

- ① 申請者は、申請者又は申請者の役員若しくは従業員（申請者の業務に従事する者を含む。）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、又はこれらの者と密接な関わりを持つものではないことを表明し保証する。
- ② 申請者は、申請者又は申請者の役員若しくは従業員（申請者の業務に従事するものを含む。）が、自ら、又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行わないことを表明し保証する。
- ③ 前 2 号に反した場合、当法人は、何らの通知催告を要せずにこの交付決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。
- ④ 当法人は、第 1 号及び第 2 号に反するおそれがあると認めたときは、申請者に対し当該事項に関する報告を求めることができ、申請者は、当法人の指定する期日までに報告書を提出しなければならない。この場合、当法人は、判断に要する相当期間、この交付決定上の義務の履行を停止することができる。
- ⑤ 本条に基づいてこの交付決定を取消した場合には、申請者に損害が生じても当法人は何ら賠償ないし補填することは要せず、また、かかる取消しにより当法人に損害が生じたときは、申請者はその損害を賠償するものとする。

15. 関連規定

- ・ 共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業実施規程

16. 問い合わせ先

お問い合わせは、当法人のメールフォーム

(<https://www.nhk-fdn.or.jp/inquiry/kikin-network.html>) からお願いします。

- ・ 〒158-8711 東京都世田谷区用賀 4-10-1 一般財団法人 NHK 財団
- ・ 担当： 基金運営事務局 川島、生田、笹岡

様式 1-1

〇〇年 〇〇月 〇〇日

一般財団法人 NHK財団 理事長 殿

申請事業者 代表

共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業
助成金交付申請書

共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業の助成金交付を受けたいので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

◆対象局所

局所名(設置場所)	〇〇テレビ中継局 (住所:〇〇〇〇)
局所規模	小規模 ミニサテ

◆申請事業にかかる総括事項(様式 1-2、1-3 も記載添付)

申請事業の区分	1. 送信機助成 2. 共用化助成 3. ミニサテ助成
申請内容 申請事業概要 申請事業の実施理由 その他、参考事項 (整備年度の前倒しなど特に緊急度を要する場合はその理由)	a. 装置製作のみ b. 工事のみ c. 装置製作・工事
開始(着工)予定日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
完了予定日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
メーカー・整備業者名(予定)	〇〇〇〇
助成金対象経費(申請額)※1	総額: 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
助成金の申請額※2	総額: 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

※1 消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とすること

※2 1 者あたりの交付助成額は 1,000 円未満の端数は切り捨て

様式 1-2 ※本様式は事業者ごとに作成・提出のこと

製作・工事を行う対象機器／申請事業の対象機器 事業者名:

機器の総称	構成機器	送信機 助成*1	共用化 助成*2	ミニサテ 助成	対象 機器
中継局送受信装置 (小規模テレビ中継局)	・送信装置	●			
	・送受信装置	●			
	・OFDM変調器	●			
	・入力フィルター(分配器付き)	●			
	・補償器	●			
	・電力増幅器	●			
	・出力フィルター	●			
	・切替制御器	●			
	・電源装置	●			
	・基準信号発生器	●			
	・非常用電源設備(短時間BF)*3	●			
	・分離受信用伝送装置*4	△			
	・上記に附帯する設備・機器	△			
	・工事一式	△			
中継局送受信装置 (ミニサテライト局)	・基本装置			●	
	・MCPA			●	
	・分配器			●	
	・合成器			●	
	・電源装置			●	
	・基準信号発生器			●	
	・蓄電池設備(BF)			●	
	・分離受信用有給電光伝送装置			●*4	
	・上記に附帯する設備・機器			△	
	・工事一式			△	
局舎・電源*5	・局舎		○		
	・空調設備、外構施設		△		
	・受配電盤		○		
	・非常用電源設備(BF、発電機)		○		
	・上記に附帯する設備・機器		△		
鉄塔*5	・鉄塔		○	○	
	・上記に附帯する設備・機器		△	△	
空中線*5	・送受信空中線		○*6	○	
	・空中線共用器		○		
	・上記に附帯する設備・機器		△	△	

*1: 共通仕様書により、装置全体を全社一括発注する等を想定

*2: 新たに共用化にかかる設備に限る

*3: 非常用電源設備(発電機)の電圧確立までの電源確保用

*4: 送信所と分離受信所間の伝送ケーブルの製作・敷設(埋設・架空)工事、敷設に附帯する設備は除く

*5: 対象機器について、製作・工事一括で行う場合が助成対象

*6: 周波数関係からやむを得ず複数となっても、同一鉄塔に設置する場合には助成対象

●: 当該構成機器単独ではなく、他の●も含め中継局送受信装置として一括発注した場合に助成対象と認めるもの

○: 当該構成機器単独の一括発注でも助成対象と認めるもの

△: 当該構成機器単独の一括発注では助成対象と認めず、●や○の事業の附帯するものとして認めるもの

様式 1-3

○前回の整備年度(申請事業の主要な対象機器のみ記載)

対象機器								
送受信装置								
局舎								
非常用電源								
鉄塔								
空中線								

○申請世帯数

世帯数								